

「廃止」の可否	現行の石油公団の組織自体の廃止を前提に、ゼロ・ベースで見直しを行っているところ。 (理由) 我が国として、総合エネルギー戦略を最も効率的かつダイナミックに展開していくという考え方の下、「民でできることは民で」、「国でしかできないことは国で」という官民の適切な役割分担の視点に立ち、石油公団の事業・組織の見直しについて積極的な検討を行っているところ。 具体的には、石油公団の事業・組織をゼロベースで見直し、石油開発に対する国の支援、石油開発における技術ノウハウの蓄積、備蓄、という国が果たすべき機能を、透明性の向上、効率化、責任の明確化に留意しつつどのような形で遂行するか検討を行っているところ。
「民営化」の可否	現行の石油公団の組織自体の廃止を前提に、ゼロ・ベースで見直しを行っているところ。 (理由) 我が国として、総合エネルギー戦略を最も効率的かつダイナミックに展開していくという考え方の下、「民でできることは民で」、「国でしかできないことは国で」という官民の適切な役割分担の視点に立ち、石油公団の事業・組織の見直しについて積極的な検討を行っているところ。 具体的には、石油公団の事業・組織をゼロベースで見直し、石油開発に対する国の支援、石油開発における技術ノウハウの蓄積、備蓄、という国が果たすべき機能を、透明性の向上、効率化、責任の明確化に留意しつつどのような形で遂行するか検討を行っているところ。

廃止の可否	起業家育成施設や工業団地の整備等を行う事業については、広域的に効果が高いものや地域振興に先導的な役割を果たすものなど、国として必要な事業に限定する。このうち、地方拠点振興事業における新規事業など採算性の目途がたたないものについては、来年度以降事業採択を凍結する。 産炭地域振興事業については、事業用団地造成等の主要業務を平成13年度末をもって廃止する。但し、経過措置として当分の間、未分譲事業用団地の分譲及び貸付債権の回収等の業務を行うものとする。 < 事業を廃止できない理由 > 地域経済の再生（地方経済の活性化、都市の再生）は、我が国経済再生のための喫緊の課題であり、また、大都市圏と地方圏の間の産業面でのなお大きい格差の是正や個性ある産業の発展、有望企業の誘致を通じた地方経済の自律化等は、我が国経済の中期的課題であり、いずれも国の支援を必要とする。 これらの地域経済の課題を解決するためには、地域経済再生の中核となる起業家育成施設、工業団地等を整備することが不可欠であり、これらを整備することは、地域の個性ある産業の発展等を促進するものであることから、国が地域経済再生を図るために直接対処しうる唯一の政策手段であり、今後とも事業を進めていくことが必要である。 < 他の運営主体に移管して特殊法人等を廃止できない理由 > ○ 工業団地分譲等の収入により資金回収する仕組みの事業であることから、事業体としての経営になじみ、国への移管は不適切である。仮に、国が事業を実施する場合には、大規模な組織体制の整備が必要となる。 ○ 公団が実施する事業は、広域的に効果が高く、地域振興に先導的な役割を果たすという特性に加え、事業完了までに長期間を要しリスクが高いこと、多額の資金とノウハウを必要とすることなどから、地方公共団体や民間事業者では実施困難なものであり、他の運営主体へ移管して機能を代替させることは困難である。仮に、個々の地方公共団体において組織体制を整備することで事業を実施することが可能だとしても、非効率であるうえ、リスクの分散を図りにくくなる。
民営化の可否	起業家育成施設や工業団地の整備等を行う事業については、上記のとおり、地域経済の課題を解決するために必要不可欠な事業であり、その事業を実施する組織を民営化するためには、以下の措置が必要である。これらの措置が困難な場合は、民間経営手法が発揮できる新しい組織形態としてどういうものが適当か検討が必要である。 ○ 国の政策実施機関としての位置付け、国の支援措置等 工業再配置等事業を実施する組織は、地域経済政策の観点から国として必要な事業を行うもので、国の政策実施機関としての機能を有している。従って、こうした政策目的を達成するための業務運営を確保するためには、当該組織の存立、国による出資、事務の範囲、国の支援措置、監督等を明確にするための措置が必要である。 ○ 長期安定的かつ低利の資金の確保されるための措置 長期にわたる事業（事業完了まで約10～15年）の採算性を確保するため、現在、財政投融资資金を活用しているところである。今後、財投機関債発行を含め多様な手段による資金調達に努めるが、年間約300～400億円の長期借入金の全てを民間の金融市場で賄うことは困難であり、長期安定的な低利資金が調達できるような措置が必要である。 ○ 施設整備に係るコストを低減するための国からの支援措置 当公団が出資・整備している起業家育成施設（インキュベータ）は、新市場・新事業を創出するために不可欠な施設である。一方で、賃料は低く抑える必要があることに加え、入居企業の多くが創業間もない企業であるため、大きく成長する可能性も多くあるものの、入居中に倒産する可能性もあることから、収益性が極めて低く、民間からの融資や出資を求めることは困難である（米国においても3/4が非営利型機関によるもの）。従って、これらの事業を円滑に実施するためには、国からの支援措置の継続が必要である。

	○事業実施に係る税制上の特例等の措置 円滑な事業執行のためには、公的主体に与えられる事業協力者に対する土地譲渡所得の特別控除等の税制上の特例措置の確保が必要である。 なお、当公団の事業は、新産業・新市場の創出等を目指して実施されており、そのためにはベンチャー企業等に低廉な価格でサービスを提供することが不可欠であるが、収益性の確保とこのようなサービスの提供とは相反する面もあることから、財務体質の強化が必要である。
--	---

廃止の可否

【総論】

鉱物資源の太宗を海外に依存している我が国にとって、鉱物資源の安定供給確保及び世界の資源量拡大は我が国政府自ら追求すべき経済安全保障上の重要政策課題。金属鉱業事業団は、その高い技術的専門性を以て効率的に民間企業を支援することにより上記の政策課題を遂行しているが、今後は、国内地質構造調査を廃止する等、事業を鉱物資源政策の遂行上、真に必要なものに限定した上で、事業の効率化、合理化を図っていく。

【事業を純粹に廃止できない理由】

探鉱（探鉱出融資、地質構造調査、探査技術開発、海外情報収集等）：

我が国は世界における鉱物資源の大消費国として、探鉱開発を通じて世界の資源量拡大に貢献する責務がある。鉱物資源の安定供給確保を図るためには、中長期的な供給源の拡大のための探鉱促進を持続的に行うことが必要。探鉱出融資、海外地質構造調査、鉱物資源探査技術開発、海外情報収集等の事業は、企業探鉱に有力な情報を与え、初期段階の探鉱リスクを軽減すること等により、民間企業の探鉱活動を促進するものであり、これら事業の実施は今後とも必要と認識。

なお、国内地質構造調査については、広域調査は15年度に廃止し、精密調査も18年度までには廃止する。

金属鉱産物備蓄：

鉱物資源の安定供給確保を図るためには、中長期的な供給源の拡大策だけでなく、特に政情不安な国への偏在度が高いレアメタルについては備蓄により短期的な供給障害にも耐えうる体制を整えることが必要。近年のレアメタル需要の増大及び我が国経済の牽引力となるIT産業や環境関連産業にとってレアメタルは不可欠であることから、備蓄政策の必要性は従来に増して高まっている。したがって、備蓄対象鉱種や備蓄目標量の見直しは不断に行いつつも、事業自体の廃止は適当ではないと考える。

なお、銅等ベースメタルを対象とする備蓄資金融資事業については、これまで鉱石輸入安定化の役割を果たしてきたところであるが、政策的必要性について見直し、廃止も含め対応を検討する。

鉱害関係事業

国民の健康の保護及び生活環境の保全の観点から、金属鉱業等に起因する鉱害の防止に係る事業は、永年にわたり継続して実施する必要がある、廃止することは適当ではない。

【事業を他の運営主体に移管して特殊法人を廃止できない理由】

探鉱（探鉱出融資、地質構造調査、探査技術開発、海外情報収集等）：

これら事業は探鉱分野において高い技術的専門性を蓄積する金属鉱業事業団において、海外情報収集業務、地質構造調査、探査技術開発等の各々の業務を相互の深い連携と補完の下で一体的に実施することが効率的と認識。探鉱出融資については、リスクの高い探鉱事業に対し持続的に低利融資を行うものであるため収益性に乏しく、その他の事業については、本来収益を生まない公共財的事業である。また、かかる事業に必須な技術的専門性を備えた人材を国において長期にわたり相当数保有することは困難。したがって、国も含め他の運営主体への移管は適当ではないと考える。

金属鉱産物備蓄：

当該業務の実施に当たっては、レアメタル資源国の動向把握やレアメタル需要の将来予測等も併せて行うことが必要であり、このため金属資源分野において高い技術的専門性を有する金属鉱業事業団において、海外情報収集業務等他の事業団業務との深い連携と補完の下で一体的に実施することが効率的と認識。備蓄事業については、本来収益を生まない公共財的事業である。また、かかる事業に必須な技術的専門性を備えた人材を国において長期にわたり相当数保有することは困難。したがって、国も含め他の運営主体への移管は適当ではないと考える。

	鉱害関係事業： 国、地方公共団体では鉱害防止事業を行えず、さらに民間企業も広範に参入するには技術的、経済的にも困難を伴うことから、他の運営主体に移管できないと考えられる。
民営化の可否	探鉱（探鉱出融資、地質構造調査、探査技術開発、海外情報収集等）及び 金属鉱産物備蓄： これらの事業はいずれも、国の鉱物資源政策を、金属資源分野において高い技術的専門性を有する金属鉱業事業団において効率的に実施するもの。具体的には、探鉱出融資については、リスクの高い探鉱事業に対し持続的に低利融資を行うものであるため収益性に乏しく、また、その他の事業については、本来収益を生まない公共財的事业である。したがって、これらの事業の民営化は適当ではないと考える。 鉱害関係事業： 義務者不存在の鉱害防止事業は、休廃止鉱山に残る負の遺産に対処するものであり、事業主体となる地方公共団体にとっても必要最小限な資金での対応を求めており、高い収益性が見込めず、また、事業としての発展性もないという性格を有し、かつ、強い公益性を求められ、公的主体の関与を高くせざるを得ない事業である。なお、地方公共団体からは鉱害関係事業を公的主体が主体的に行うことを求められている。 また、鉱害防止事業基金業務は鉱業権者が実施する恒久的な坑廃水処理費用を確保するため、金属鉱業等鉱害対策特別措置法の鉱害防止事業基金制度に基づき金属鉱業事業団が強制徴収権を有しているものであり、特定の民間出資者の影響を受け得る民営化組織が受け皿になることはなじまない。したがって、民営化は適当でない。

廃止の可否

政府の方針である特殊法人改革に対しては、これまで、見直せるものは最大限見直すとの姿勢で検討を続けており、現在、幾つかの事業について、廃止・民営化の可否を含め、ゼロベースで研究・検討を進めているところ。また、「地方で出来ることは地方に」との視点も重要と考えており、従来から、地方公共団体・民間の能力を最大限に活用した全国約 300 か所の「中小企業支援センター」を整備するなど、既に自ら率先して見直しを進めつつある。

以上を踏まえつつも、「事業の純粹廃止」については、個々の事業について以下のような問題があり、困難と考える。

（事業を純粹に廃止できない理由）

【創業・ベンチャー支援（ベンチャーファンドへの出資等）】

本事業は、近年の開廃業率の逆転や、失業率の増加に示される我が国の深刻な経済情勢に鑑み、創業の倍増やベンチャー企業の増加のため、平成 11 年、新しい中小企業基本法の骨格となる施策として導入されたもの。構造改革を推進する中で、新しい雇用の受け皿となる創業者やベンチャー企業の育成は極めて重要であり、そのためのベンチャーファンドへの民間資金の呼び水として、本事業の重要性は極めて高い。

なお、本事業は現在、複数の特殊法人で役割分担をしつつ実施されているが、本事業団の出資先ファンドの投資先企業数は今年 7 月末日現在で 216 社に上り、経営支援の専門性や地方の支援機関との連携体制を有する本事業団は、効率的かつ効果的に事業実施をしている状況。

【高度化事業（経営支援と一体で実施する協同組合等への融資、街づくり会社等への出資）】

本事業は、商店街や工業団地等の大規模事業を共同で行う中小企業者への融資や、街づくり・創業等のための支援機関に対する出資について、国(事業団)と地方公共団体がタイアップして支援する制度。一層効率的な制度とすべく、貸付対象の厳選など必要な見直しは前向きに進めるが、仮に廃止した場合、全国の各地域で苦境に立ち向かう商店街への支援策、新事業や新規雇用の受け皿となる創業支援策などの大幅な後退が起こることとなりかねない。

【中小企業大学校（中小企業支援担当者研修、中小企業者研修）】

構造改革を断行する中で、全国の各地域で新事業に挑戦する力強い中小企業群を創出するため、経営戦略の立案やビジネスプランの作成等についてのきめ細かな支援が重要性を増している。その中にあって、(1)都道府県における担当者等の能力強化を図る（支援担当者研修）、(2)自ら創業・経営革新に取り組む前向きな中小企業や後継者の育成等を支援する（中小企業者研修）ための本事業は、中小企業政策の中でもますます重要性が高まっている。このような状況の下、事業実施の効率化と研修の質的向上を併せて達成するよう最大限の努力をしているが、事業の廃止は不適当。

【情報提供等推進】

近年の厳しい経営環境の下、やる気と能力のある中小企業が自ら経営戦略を立案し、新たな事業展開を目指すことをバックアップするため、中小企業に不足する経営ノウハウ・人材・技術等を支援する政策的重要性はますます高まっている。

そのため、中小企業政策においては、民間専門家を活用し、民間の経営感覚と公的支援を融合した「中小企業支援センター」等の支援体制の整備を、最優先課題の 1 つとして掲げているところ。そのうち本事業団は、以下の 3 つの役割を担っている。

(1) 国レベルの中小企業支援センターの運営

(2) 都道府県・地域の支援機関に対するバックアップ（商業支援、国際化支援を含む）

(3) 技術振興（課題対応技術革新促進）

これらの事業により、本事業団は、全国の各地域における中小企業支援体制の「扇の要」の役割を担っている。従って、事業の見直しは不断に行っていくが、廃止した場合、全国各地における中小企業支援に向けた努力を妨げることとなりかねない。

【中小企業信用保険】

本事業は、信用力・担保力の不足する中小企業に対する民間金融機関の融資の実行促進、支援を図ることを目的としている。

平成 10 年に民間金融機関による未曾有の貸し渋りに対する打開策として講じられた金融安定化特別保証制度（利用実績：172 万件、保証承諾額 28 兆 9000 億円）に代表されるように、本事業は民間の中小企業金融をバックアップするための制度として極めて重要であり、中小企業への資金供給の円滑化に多大な貢献をしてきた経緯がある。

平成 12 年度末において、我が国の中小企業の 3 社に 1 社が本事業を利用しており、保証付き融資の額は 41 兆円強と中小企業向け貸出の 13 %に達している。さらに、昨今の景気悪化、不良債権処理の促進等による金融経済情勢の急激な悪化を考慮すると、中小企業のセーフティネットとして本事業の必要性は今後一層増すことが予想される。

【 機械類信用保険 】

本事業は、リース取引等のリスクを低減させ、中小企業、とりわけ創業者や小規模企業者の設備投資に寄与していることから、本事業の廃止は経営基盤の脆弱な小規模零細企業にしわ寄せとなると思われる。一方で、近年の不況に伴う保険事故の多発等により、累積損失が大きくなっている状況がある。これらを踏まえつつ、制度の抜本的な見直しを進めていきたい。

【 共済（小規模企業共済、中小企業倒産防止共済） 】

(1)小規模企業共済：本事業は、経営・生活基盤が弱く、また公的な雇用保険や退職金共済制度に加入できない小規模企業の経営者が、廃業後の生活資金・事業再建資金等を準備するもの。加入累計件数は 420 万件、在籍は 200 万件・7 兆円、共済金給付実績は 230 万件・3 兆 5000 億円に達するなど、廃業した小規模企業者の事業再建や生活安定に重要な役割を果たしている。

(2)中小企業倒産防止共済：本事業は、取引先の倒産により債権回収が困難になった中小企業者に対し、一律公平かつ簡易迅速に、無担保・無保証人の融資を行うことにより、連鎖倒産を防止するための制度。加入累計件数は 80 万件、貸付実績は 20 万件・1 兆 3000 億円に上るなど、中小企業の連鎖倒産防止や経営安定に極めて重要な役割を果たしている。

両事業とも、昨今の厳しい経済情勢の下、中小企業者の経営や雇用、生活に関するセーフティネットとしての重要性がますます高まっているところ。

【 繊維 】

本事業は、繊維産業構造改善臨時措置法（繊維法）の廃止に伴う経過措置として行われており、今後、一般中小企業対策との一体化に向けた検討を進める予定。検討に当たっては、輸入品の急増など繊維産業の状況が一層厳しくなっている現状に留意する必要がある。

（事業を国・地方公共団体に移管することについて）

本事業団は、そもそも国（中小企業庁）を企画官庁とする事業の執行機関。その執行業務を国・地方公共団体の行政に「移管する」という場合、企画と執行の分離という行政改革の趣旨に反するとともに、以下のような具体的問題が発生する。

すなわち、各事業の実施に当たっては極めて高い専門性が要求され、本事業団の職員はキャリアパスの中でそれを獲得している。例えば、【 創業・ベンチャー支援】、【 高度化事業】、【 中小企業大学校】、【 情報提供等推進】などいわゆる「経営支援」に関する事業は、職員が業務の実施上身につけた、経営診断やアドバイスの高度な専門知識（中小企業診断士の有資格者 100 人以上）を背景に実施されている。国・地方公共団体では、このような実務的かつ大規模な専門知識の蓄積は困難。

なお、【 高度化事業】については、そもそも地方公共団体の事業としてスタートしたが、本事業は商店街や工業団地などの大規模・先導的な案件を特徴とするため、各県単位では、(1)毎年の事業規模の上下が激しく予算が不安定、(2)案件数が少なく診断ノウハウが蓄積しない、という弊害が現れ、事業実施の効率化を図るため、わざわざ現行制度に改めた経緯がある。これを元に戻そうというのは合理的でない。

（事業を民間に移管することについて）

民営化と基本的に同じなので、「民営化の可否」にまとめて記述。

民営化の可否

【 創業・ベンチャー支援（ベンチャーファンドへの出資等）】

本事業はもともと、創業間もないアーリーステージの企業に対しては民間資金が十分に供給されないという現状を踏まえ、事業団が「民間資金の呼び水」として民間と協調出資する制度であり、民営化には馴染まない。

【 高度化事業（経営支援と一体で実施する協同組合等への融資、街づくり会社等への出資）】

高度化融資は、主として大規模な設備設置に係る資金を、超長期（最長20年）・固定金利で供給するもの。全国の各地域で苦境に立ち向かう商店街への支援等のため、社債等による資金調達が困難な中小企業にとってはこのような超長期・固定金利の融資制度が政策的に不可欠であるが、このような資金を民間で供給することは事実上不可能であり、民営化は困難。

高度化出資は、地方の公的支援機関への出資であるため、投資の回収が長期間にわたり、民間事業としては成立困難。

【 中小企業大学校（中小企業支援担当者研修、中小企業者研修）】

中小企業支援担当者研修は、都道府県における担当者等の能力強化という極めて政策性の強い研修であり、また対象者が限定され採算性も薄い。また、中小企業者研修は、創業者や後継者の長期研修など、対象となる中小企業の負担能力から民間では十分提供されない研修を行っており、いずれも民営化には馴染まない。

【 情報提供等推進】

本事業の対象は創業者・中小企業者であり、その負担能力から民間のコンサルティング等を受けられない者も多いが、そういった中小企業に経営支援を行うことは政策的に極めて重要であり、本事業は民営化に馴染まない。

【 中小企業信用保険】

現下の中小企業を巡る厳しい金融経済情勢の中で、今後とも金融面でのセーフティネットの整備には万全を期することが不可欠であり、このセーフティネット・システムにおける最後のバックアップ機能を政府機関が担うのは当然である。

【 機械類信用保険】

本事業には、かつて大手損害保険会社が参入した例があったが、当時の不況の影響により事故が多発し、採算がとれず撤退した経緯がある。この例に見られるように、本事業を民間が安定して継続的に行うのは困難。

【 共済（小規模企業共済、中小企業倒産防止共済）】

本事業は、経営・生活基盤の弱い小規模企業者が廃業した場合の生活資金や事業再建資金を準備したり、取引先が倒産して債権回収が困難になった中小企業が連鎖倒産防止や経営安定を図るための、公的なセーフティネットを提供するもの。このような機能を政府機関が担うのは当然である。

【 繊維】

本事業は、繊維法の廃止時に本事業団に移管された際、将来的には一般中小企業対策と一体的に実施すべく、事業の見直しを行うこととされている。なお、一部事業については、早急に民営化を進めたい。

廃止の可否	1. 事業の純粋な廃止の可否 我が国経済の基盤を支える中小企業の活力を維持・向上させるためには、その積極的な設備投資等に必要な長期資金が安定的に供給されることが必要である。しかしながら、民間金融機関ではそうした長期の資金を常に十分供給することは困難であり、例えば近年の金融システム不安に伴ういわゆる「貸し渋り」の結果、民間金融機関の中小企業向け貸付残高はこの3年間で約30兆円減少した。 中小公庫は、我が国経済の基盤を支える中小企業の活力を維持・向上させるため、中小企業者に長期の資金を安定的に供給しており（1）、災害や金融システム不安等の緊急時にも、予期せぬ外部環境の変化に中小企業が円滑に対応する観点から中小企業者の資金面でのセーフティネット機能を果たしてきたところであり（2）、こうした政策金融は、中小企業対策の観点から引き続き不可欠な政策遂行手段である。今後構造改革の進展により、潜在力とやる気のある中小企業者に多大な悪影響を与えることのないよう、引き続きこのような機能の発揮が必要である。 （1）民間金融機関による中小企業向け貸出は、金利変動リスクへの対応に限界があることから、短期貸付が主体（貸付期間1年以下が約74%、5年超の貸付は約5%にすぎない。）であるのに対し、中小公庫は長期の貸付、特に貸付期間5年以上の融資が大半（93%）を占めている。 （2）セーフティネット貸付・災害貸付の利用は約8万件、3兆円（平成12年度末残高）にものぼっている。 2. 事業移管の可能性 中小公庫は、専門的かつ多量の業務を、政策執行機関として国の政策に沿って実施している。このような機関を国や地方公共団体等に移管することは行政組織の肥大化につながりかねず、行政改革の理念に反する。他方で既存行政機関の既存の人員では専門性からも量的側面からも到底対応できるものではない。また、中小公庫の事業は、国の政策に沿って民間金融機関では供給できない資金供給等を行うものであり、基本的に民間金融機関への移管にはなじまないと考えられる。
民営化の可否	中小公庫は、国の政策に沿って民間金融機関では対応困難な分野で中小企業の支援に取り組んできた機関であり、このため国から長期かつ低利で安定した資金を調達するとともに、国の信用を背景として資金調達を行っており、赤字の場合は補給金を受け入れて政策を実施してきている。 こうした状況下で民営化した場合、資金調達そのものが困難となるため、政策金融の機能を維持することは困難であり、結果として「廃止」と同様、中小企業への長期低利資金の供給が困難・不可能となり、潜在力とやる気のある中小企業の経営に以下のような多大な悪影響を与える。 中小公庫が行っている災害や金融システム不安などの外的環境変化に中小企業が円滑に対応するための資金供給は、もともと民間金融機関による対応が困難な分野であり、民営化した場合、多くの中小企業が資金難に陥る恐れがある。 （3）中小企業特別相談窓口における相談・貸付実績（平成9年11月～平成13年3月） 相談実績：80,001件、61,828億円 貸付実績：69,988件、55,249億円 リスクの高い新事業への支援、経営革新への取組みに対する支援、環境対策など短期的には収益の上がりにくい投資を政策的に誘導する資金供給は困難となる。 営利目的を追求する結果、貸付効率が悪く、貸付単価の小さい企業への融資や審査コストのかかる財務体質や事業基盤の脆弱な企業への融資等の取組みが大きく後退する。

廃止の可否	1．事業の純粋な廃止の可否 商工中金は、中小企業者向け政策金融機関の中で唯一総合金融サービス（手形割引等の短期資金の供給や預金受入れ・決済機能を含む）の提供が可能な機関として、災害や民間金融機関の貸し渋り等の緊急時の対応や、あるいは民間金融機関の破綻時の代替機能を担ってきたのに加え、リスクの高い創業・ベンチャー企業や構造改革に対応して経営革新に取り組む中小企業への資金供給、さらには民間金融機関の呼び水の役割を果たすべく、私募債の引受や DIP ファイナンス等の新たな金融手法についても積極的に実施（ 1 ）するなど、我が国経済の基盤を支える中小企業者の活力を維持・向上させるため、中小企業を総合的に支援するセーフティネット機能を果たしてきたところであり、こうした政策金融は中小企業対策の観点から引き続き不可欠な政策遂行手段である。 今後構造改革の推進の過程で、潜在力とやる気のある中小企業までがしわ寄せを受けることのないよう金融面でのセーフティネットの整備に万全を期すことが不可欠であり、商工中金の担うこのような適切な政策的機能は引き続き必要である。 （ 1 ） ・平成 12 年度に信用保証協会による私募債の保証が開始される前から私募債引受に取り組むとともに、信用保証協会の保証付き私募債の引受についても、民間金融機関との協調等、呼び水効果を果たすべく開始当初から積極的に取り組んでおり、取扱合計残高は 239 億円（H12.4～H13.1）と全体の 7 % を占めている。 ・売掛債権等の流動化やこれらの債権を担保とする融資について、商工中金では、貸出全体の約 5 % に当たる 5,113 億円（H12FY）を債権担保貸出として行い、中小企業の資金調達に寄与。 ・法的再建手続中の企業に対する DIP ファイナンスについては、本年 7 月 16 日より受付を開始し、去る 7 月 31 日に第 1 号案件への融資を実施したところ。 ・事業実績は乏しいが技術的水準が高い又は製品・サービスに特色を有する等成長・発展の素質が認められる新たな事業を行う中小企業に対する金融支援措置である「イノベーション 21」に平成 7 年 5 月より取り組んでおり、これまでに 1,804 件、1,055 億円（13 年 6 月）の実績。 2．事業移管の可能性 商工中金は専門的かつ多量の業務を、政策執行機関として国の政策に沿って実施している。このような機関を国や地方公共団体等に移管することは行政組織の肥大化につながりかねず、行政改革の理念に反する。他方で既存行政機関の既存の人員では専門性からも量的側面からも到底対応できるものではない。また、民間企業に移管すれば営利目的を追求する結果、多くの中小企業者に対する円滑な資金供給は困難となり、上記セーフティネット機能など政策的役割は果たし得なくなる。
民営化の可否	1．商工中金は、経営の効率化、民間資金の導入等により自主・自立的に中小企業向け政策金融機関としての機能を十分に発揮している。 2．その政策遂行のために必要な資金については、独自に発行している金融債（「財投機関債」）により低利かつ安定的に市場から資金調達できているが、これは民間の投資家が、政府出資をはじめとする商工中金に対する政府の関与を前提として金融債の信用力を評価していることによるものである。いわば、政府出資は民間からの資金調達の「呼び水」として機能しており、限られた政府資金を最大限効率的に活用しているところ（ ）である。 また、財投による債券引受については、大幅な削減努力（平成 7 年度末残高（ピーク時）8,467 億円 → 平成 12 年度末 3,111 億円）を行ってきたところであり、引き続き資金調達面の効率化に最大限つとめること等により、一層の自立化を図る。（ ）3,940 億円の政府出資の信用力を背景に 10 兆円以上の債券を発行。政府出資に財投債券引受を加えた政府資金への依存度はわずか 5 % にすぎない。

	3. 民営化により商工中金の信用力は直ちに格段に低下し、資金調達コストが急激に上昇する等()、これまでのような安定的かつ効率的な資金調達は不可能となり、商工中金が、セーフティネット機能等の上述の政策的役割を十分に発揮できなくなる。 なお、現在主要行を中心に民間金融機関においても多額の公的資本注入が行われているのに対して、もっぱら中小企業向けに貸付を行い政策的役割を果たしている商工中金の国からの出資の廃止等を検討するのは著しくバランスを欠いている。 () 国の出資(関与)がなくなることによる信用力の低下、調達コストの上昇について ・ 民間の格付会社であるムーディーズ社は、商工中金単体としての財務内容に加え、国の関与を評価した上で、“A a 3”という高い信用格付をしている。 ・ 現に、特殊法人等改革推進本部から特殊法人事業の見直し案が公表された8月10日以降、金融債の利回りは上昇し、債券発行による資金調達に影響が出始めている。また、一部の機関投資家からは、今後万が一「完全民営化」されるのであれば、民営化決定以後は債券購入について停止を検討せざるを得ないとの意見が寄せられている。 ・ 商工中金が民営化した場合に、金融債での調達レートが大幅に上昇することが見込まれ、仮にこれを中小企業者の貸出金利に転嫁すれば、平均して0.7%～0.8%の金利上昇(現行貸付利率が30～40%押し上げられる状況)が見込まれる。
--	--

廃止の可否	電源開発株式会社は、卸電気事業者として我が国の電気事業用の発電電力量の約 6 % を供給する会社として、また、発電設備面からみても、石炭火力発電・水力発電はトップクラスのシェアを有し、その技術・ノウハウを含め、我が国の電力供給の中で大きな役割を果たしており、廃止は困難。
民営化の可否	電源開発株式会社については、電気事業制度に関する検討の一環として民営化後の会社の姿について検討し、財務体質の強化等の条件整備を進めた上で、民営化する。

廃止の可否	廃止できない理由 1．経済のグローバル化が急速に進展している中で、我が国企業・産業の競争力・比較優位を確保しつつ、戦略的な国際経済関係の形成を図り、もって我が国の雇用の拡大や活力ある中小企業の振興等を推進することが、我が国の対外経済政策において、極めて重要な課題となっている。 このため、我が国貿易・投資の振興においては、 イ) 我が国経済構造改革の実現、我が国の雇用の拡大と生活水準の向上のため、アジアや欧米等との貿易・投資の拡大を図ること、 ロ) 国内における構造改革への対応に全力をあげるとともに、海外進出にも生き残りをかけざるを得ない我が国中小企業等が、海外での事業展開に当たって背負っている情報面を始めとする各種ハンディキャップを軽減すること、 ハ) 海外での我が国企業の活動を円滑化するために、海外での投資・事業環境の整備を図ること ニ) 効果的な開発途上国の支援、経済協力政策の策定に当たり、経済だけでなく政治、社会等に関する現地事情の的確な把握と研究成果の蓄積を図ること、 などに対する政策的対応の必要性が増大している。 2．このような、政策的必要性を踏まえ、日本貿易振興会は既存事業の見直しを行いつつ、同会固有の、国及び民間企業との繋がりや貿易・投資に関する専門的知見を活用して、我が国中小企業等が海外での事業活動を行うに当たって必須である、諸外国の基礎的・インフラ的（基盤的）情報（経済・貿易・産業・投資情報、制度情報等）の提供、外国において我が国企業の投資・事業活動が円滑に進まない場合、その要因を分析するとともに、当該外国政府、業界団体等に対する調査や我が国政府等に対する情報提供を実施 我が国の雇用の拡大や国内地域産業の活性化に資する新規産業の創出のための外国企業の投資誘致・技術交流等の促進、我が国中小企業等を対象とするミッション派遣や商談会等を通じた、提携企業の選定や立地条件の調査等の支援、海外との民間レベルでの経済交流の支援、アジア諸国を始めとする開発途上国の経済、政治、社会に関する基礎的・総合的研究の継続的な実施、現地資料・情報の収集、及び成果の普及 など、対外経済政策の実現に資する重要な業務に資源配分を重点化しているところである。 3．また、同会は、先般の行革事務局のご指摘も踏まえ、このような資源の重点配分を図るとともに、既存業務のうち、経済情勢の変化等により相対的に役割が低下してきている輸入促進事業の整理合理化等を行うほか、案件の性格を考慮して受益者負担を引き上げる等の対応を行っているところであり、我が国経済・産業が世界的な競争に直面している中で、同会を廃止することは適当ではない。 他の運営主体へ移管できない理由 上記の事業を効果的に実施するためには、貿易実務・実態や国・地域別の産業動向、開発途上国の経済、政治、社会制度、社会動向等につき知見を有する人材が、諸外国の一般的な経済動向や現地政府等の政策に関する情報を、継続的かつタイムリーに収集していくことが必要不可欠であり、同会の事業を国等へ移管しても、既存の人員で対応することは不可能であると考えられる。仮に国等がこれを行うためには、貿易実務の専門家や実際に海外各国に駐在し専門的にこれらの活動に従事する人員を確保するための大幅な増員が不可欠であるだけでなく、相当の期間をかけて研修等を行い、人材の育成・能力維持を図ることが不可避である。従って、同会の事業を国等へ移管することは困難と考える。
--------------	---

	一方、こうした人材や世界規模でのネットワーク、更には開発途上国の経済等に関する専門的研究の蓄積を背景とし、営利目的に基づく特定者（特定企業）の利益追求ではなく幅広く国民に効果をもたらす、市場経済になじまない性格を有する事業を実施することは、民間企業では困難と考える。
民営化の可否	同会の事業の大半は、特定者（特定企業）のみが裨益するものではない。 例えば、海外の基礎的・インフラ的（基盤的）情報の提供に関しては、特定者（特定企業）のみが代価を払って活用することを目的とするものではなく、市場経済になじまないこうした情報を広く公平に提供し、我が国企業全体の対外経済活動の円滑化を目指すものである。また、投資・技術交流等の促進についても、採算性を追求することとなれば、これを利用できる者が限定され、自由かつ幅広い経済交流の実現が困難となり、むしろ対外経済政策の視点からはマイナスにもなりかねない。このため、諸外国でも公的セクターがこのような業務を行っている。更には、開発途上国に関する基礎的、総合的な調査研究事業は、特定の顧客を対象とせず、長期的な視野に立って重要な課題の研究・分析を行い、その成果を社会各層に提供することにより、貿易・投資の拡大や経済協力の促進に寄与するものであることから、海外の基礎的・インフラ的（基盤的）情報の提供と同様の、市場経済になじまない性格を有している。 このように、同会の事業の性格やその実施に係るコストの回収が極めて困難であることにより、民営化にはなじまないものとする。

廃止の可否	1. 研究開発事業 (事業を純粋に廃止できない理由) (1)我が国が直面する経済の停滞、少子高齢化等の課題を克服して、国民生活の安定的な発展を図っていくためには、研究開発を通じたイノベーションにより高い生産性と国際競争力を持つ産業を育て、産業競争力の強化を図っていくことが必要。また、昨今の地球環境問題を克服しつつ持続的な経済社会の発展を両立させていくためにも新エネ等のエネルギー技術の革新が求められているところである。このような産業競争力の強化及びエネルギー基盤の強化を目的とした研究開発については、産業技術力の向上及び新たなエネルギー需給体制の確立に直結することが求められており、このためには最新の科学技術の動向のみならず、産業の実態をもとらえた技術シーズの発掘を行うとともに、実際の産業活動等の中で技術シーズを育て上げていくことが必要不可欠である。 (2)このような課題を克服するためには、従来にも増して先端的な研究開発を推進していくことが必要不可欠となるが、こうした分野の研究開発では、研究開発の実施自体はもとより、世界最先端の技術分野、融合的技術分野における具体的な技術開発課題の調査・しぼり込み、技術開発方法・体制の企画立案、技術開発目標の設定、研究開発の管理・マネジメント、中間・事後評価を行うといったトータルな専門的機能が必要であり、我が国の研究人材等の潜在力を最大限に活かした産学官の総力を結集した研究のフォーメーション形成が当該研究開発の成否を握る鍵となる。また、当該研究開発成果を活かしつつ、実用化に結びつけるためには、プロジェクト方式のみならず、様々な技術開発支援手法を一体的・効率的に実施していくことが必要である。 (3)従って、このような先端的な研究開発を効率的に推進していくためには、産業界、大学等の人材・知見を包括的に取り込み高度な専門性を有する機関がシーズ発掘から研究開発プロジェクト、実用化支援といった各種手法を一体的・総合的に実施することが必要であり、当該機能を発揮するべく行われている上記の事業自体を廃止することは不適当である。 (事業を他の運営主体に移管できない理由) 今日において新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)が担っている上記機能は元々国が果たしていたものであり、それを効率的、専門的、弾力的に実施する観点からNEDOに専任的に担わせてきたという経緯にかんがみれば、NEDOを廃止することは当該事業を国自らが実施することにならざるを得ないが、これは行政組織の簡素化、事業の一体的効率的実施、産学官連携による最適かつ柔軟な研究開発実施の観点からも不適当であり、行政組織の最適化(企画立案と執行の分離)という行政改革大綱(平成12年12月1日閣議決定)の内容にも反することになる。 2. 新エネルギー導入促進事業 (事業を純粋に廃止できない理由) 我が国エネルギー政策の基本目標である「環境保全や効率化の要請に対応しつつ、エネルギー安定供給を実現する」ためには、今後、本年7月にとりまとめられた総合資源エネルギー調査会報告書における2010年度の将来見通しを踏まえた新エネルギーの導入や省エネルギーの普及が不可欠である。 このため、NEDOでは、国が明確に定めた新エネルギーや省エネルギーの導入に係る目標を達成するため、エネルギー技術の研究開発事業とともに、新エネルギー・省エネルギーの導入促進のための助成を実施している。 このような導入促進事業については、技術開発の成果を活用した新たな技術の実用化のための実証試験や、技術的な先進性やモデル性のある設備の設置などに対する支援など、技術的な視点を踏まえた事業の遂行が求められている。NEDOにおいては、例えば、これまでの研究開発や実証試験などの知見を基に、関連施設の企画や設置に際して適切なアドバイスや支援を行うことにより、その支援の効果をより高めることに寄与している。また、特に、近年、さまざまな分野において新エネルギーや省エネルギーの導入促進が求められている中、新エネルギー・省エネルギー全般にわたる専門的知見を基にしたきめ細かなアドバイスや支援がますます重要である。 こうした観点から、エネルギー技術に係る研究開発を実施するなど豊富な技術的・専門的知見を有するNEDOが、今後とも、導入促進に係る適切な分析やアドバイス、支援を推進していくことが必要である。
--------------	---

(事業を他の運営主体に移管できない理由)

これら業務については、エネルギー安定供給、環境保全の観点から、国が定めた目標を達成するためエネルギー技術の研究開発で培われたNEDOの新エネルギー・省エネルギーに係る広汎な専門的知見を有効活用し、効率的かつ専門的に行わせてきたものであり、他にこれらの事業を包括的に実施している団体は存在しない。また、これを国が実施することとなると、これは行政組織の簡素化の観点からも不適当であり、行政組織の最適化（企画立案と執行の分離）という行政改革大綱（平成12年12月1日閣議決定）の内容にも反することになる。

3. 海外炭事業

(事業を純粋に廃止できない理由)

世界の石炭生産の大半は生産国内で消費され、輸出される石炭は全生産量の僅か15%程度。我が国は世界の石炭貿易量の約3割を輸入する世界最大の石炭輸入国であり、石炭の供給拡大に貢献する責務がある。石炭資源の安定供給を図るためには、中長期的な供給源の拡大のための炭鉱開発を持続的に行うことが必要。

一方、石炭の開発には、資源探査から生産に至る長いリードタイムを要し、さらに今後開発しうる資源がより深部に賦存していることから、初期段階の調査の困難性は増大してきている状況であり、NEDOが行う地質構造調査による炭鉱開発に有用な情報提供や、民間企業に対する融資による初期段階の探鉱リスクの低減等を行うことにより炭鉱開発を促進することが必要であり、NEDOの海外炭事業を廃止することはできない。

なお、NEDOが行う発展途上国における地質構造調査について、今後、我が国への直接的供給が期待される案件を重点化する等、必要な見直しは行っていく。

(事業を他の運営主体に移管できない理由)

地質構造調査事業等の基礎的な地質情報等の収集は、石炭資源開発の対象地域を選定するに当たっての有用な情報であるが、直ちに生産に結びつき収益が望めるものではないこと、さらにNEDOの海外炭業務の実施には石炭資源開発分野での高い専門性が必要であることから他の運営機関へ移管することは不可能。

4. 国内石炭事業（構造調整、鉱害賠償等）

(事業を純粋に廃止できない理由)

これまで行ってきた石炭鉱業構造調整業務及び石炭鉱害賠償等業務は平成13年度末をもって廃止し、平成14年度以降は必要最低限の残務のみを行う。なお、残務については、鉱業権者としてNEDOが果たすべき義務等の観点から廃止は不適当。

(事業を他の運営主体に移管できない理由)

残務を行うに当たっての組織については、残務の性質上（鉱業権者としての義務的業務等）民間その他の運営機関に移管することは不適当。

5. アルコール事業

アルコール専売制度は平成13年3月末に終了。これに伴い、NEDOアルコール事業も民営化を進め、自由化への移行に伴う最小限の業務を実施。具体的には、

(1) アルコール製造業務

平成18年を目途に暫定的な特殊会社とし、2年以内に民間への株式売却を開始し、できるだけ早期に完全売却を図る。

(2) 一般アルコール販売業務

現在NEDOにアルコールの一手購入機能を付与しているが、平成18年度を目途とする自由化移行後には終了。

(3) 特定アルコール販売業務

アルコールを流通管理になじまない用途にも用いることができるよう酒税相当額たる加算額を上乗せして販売し、この加算額を国庫に納付するもので必要不可欠。

	(事業を純粋に廃止できない理由) 流通管理になじまない用途にもアルコールが用いられるためには、酒税相当額たる加算額を上乗せした特定アルコールが供給される必要があり、事業の廃止は困難。 (事業を他の運営主体に移管できない理由) アルコールを流通管理になじまない用途にも用いることができるよう酒税相当額たる加算額を上乗せして販売し、この加算額を国庫に納付するという公的主体が取り組むべき必要最小限の事業であり、民間の事業にはなじまない。また、本事業を国が行うことは、アルコール専売制度を廃止した趣旨に反する。
民営化の可否	1 . 研究開発事業 N E D O において実施している事業は、我が国の産業技術力及びエネルギー基盤の強化という政策目的に中長期的に対応する観点から、予算の効率的な活用のため、産業技術政策、エネルギー政策の一環として国が定めた目標達成に向け、国に代わり研究開発予算の配分、研究体制の構築、研究開発の評価等を実施する事業である。したがって、収益や利潤を追求するものではないことから国以外からの収入は見込まれず、民営化にはなじまない。 2 . 新エネルギー導入促進事業 新エネルギー導入促進事業は、国が定めた目標の達成に向けて、現時点ではコスト面で割高なため、経済ベースでの普及が進みにくい燃料電池や太陽光発電などの技術の初期段階における導入を政策的に加速化させるための当面の措置として、実証試験や設備の整備に係る助成を行うものであり、それ自体では利潤が期待されるものでないことから、政府以外からの収入は見込めず、民営化にはなじまない。 3 . 海外炭事業 地質構造調査事業等の基礎的な地質情報等の収集は、石炭資源開発の対象地域を選定するに当たっての有用な情報であるが、直ちに生産に結びつき収益が望めるものでないため、民営化にはなじまない。 融資・債務保証については、長いリードタイムを要し、採鉱リスクが大きい石炭資源開発を、我が国への安定供給確保及び世界の資源量拡大の観点から専門的・技術的知見を活用しつつ実施するものであり、民営化にはなじまない。 4 . 国内石炭事業 (構造調整、鉱害賠償等) 残務の性質上 (鉱業権者としての義務的業務等) 収益性も認められないため、民営化にはなじまない。 5 . アルコール事業 アルコール専売制度は平成 1 3 年 3 月末に終了。これに伴い、N E D O アルコール事業も民営化を進め、自由化への移行に伴う最小限の業務を実施。具体的には、 (1) アルコール製造業務 平成 1 8 年を目途に暫定的な特殊会社とし、2 年以内に民間への株式売却を開始し、できるだけ早期に完全売却を図る。 (2) 一般アルコール販売業務 現在 N E D O にアルコールの一手購入機能を付与しているが、平成 1 8 年度を目途とする自由化移行後には終了。 (3) 特定アルコール販売業務 アルコールを流通管理になじまない用途にも用いることができるよう酒税相当額たる加算額を上乗せして販売し、この加算額を国庫に納付するという公的主体が取り組むべき必要最小限の事業であり、民営化はなじまない。

廃止の可否	[事業を純粹に廃止できない理由] 競輪の公正かつ円滑な実施を確保するための事業： 刑法の特例として自転車競技法により認められているギャンブルである競輪の公正かつ円滑な実施を確保するため、競輪審判員及び選手の検定及び登録、競走に使用する自転車の登録、選手の出場あっせん等の事業は、必要と考える。 競輪の社会還元のための事業： 自転車その他機械工業の振興及び体育事業等公益増進事業の振興は、自転車競技法に定められた普遍的な目的であり、競輪の開催は、これらに対する国民の理解を前提として認められていることから、その社会還元のための事業は、競輪の存続と一体であり、廃止できないと考える。 [事業を他の運営主体に移管して特殊法人を廃止できない理由] 競輪の公正かつ円滑な実施を確保するための事業： 競輪の公正かつ円滑な実施に係る事業は、専門的、技術的知見を有する日本自転車振興会が、全国的な視点から一元的に実施することが最も効率的であり、国や地方公共団体による実施は不適當である。また、これまでも、一部の業務につき外部の専門的能力を活用することにより、事業の合理化・効率化に努めてきているが、多数の競輪施行者（地方公共団体）、競輪選手会その他競輪関係団体との間の調整を図りつつ、中立的な立場で事業運営を行う必要があるため、民間企業に本件事業を担わせることは不適當である。 競輪の社会還元のための事業： 社会還元事業については、国の資金が全く入っていないこと、競輪関係者及び国民の理解を得るため、日本自転車振興会が競輪の売上げによる社会還元であることを明示しつつ実施する必要があること等から、国が実施することは不適當である。また、競輪に対する国民全体の理解を得るためには、全国的な視野に立って幅広く社会還元する必要があるとあり、地域における行政主体である地方公共団体が当該事業を実施することは不適當である。さらに、本事業は、競輪施行者（地方公共団体）が行う競輪の売上げの一部を原資として実施している事業であり、営利目的の民間企業が実施することは不適當である。
民営化の可否	上述のとおり、日本自転車振興会は、刑法の特例として自転車競技法により認められているギャンブルである競輪の公正かつ円滑な実施及びギャンブルである競輪の社会還元のための事業を一体として、法律に基づく経済産業大臣の監督の下で適切に実施しているところ。いずれの事業も、効率性には十分配慮しつつも、厳正な運営の確保のため、中立的な公的機関により実施されることが必要であることから、民営化にはなじまない。

廃止の可否	[事業を純粋に廃止できない理由] オートレースの公正かつ円滑な実施を確保するための事業： 刑法の特例として小型自動車競走法により認められているギャンブルであるオートレースの公正かつ円滑な実施を確保するため、審判員及び選手の検定及び登録、競走に使用する小型自動車の登録、選手の出場あっせん等の事業は、必要と考える。 オートレースの社会還元のための事業： 小型自動車その他機械工業の振興及び体育事業等公益増進事業の振興は、小型自動車競走法に定められた普遍的な目的であり、オートレースの開催は、これらに対する国民の理解を前提として認められていることから、その社会還元のための事業は、オートレースの存続と一体であり、廃止できないと考える。 [事業を他の運営主体に移管して特殊法人を廃止できない理由] オートレースの公正かつ円滑な実施を確保するための事業： オートレースの公正かつ円滑な実施に係る事業は、専門的、技術的知見を有する日本小型自動車振興会が、全国的な視点から一元的に実施することが最も効率的であり、国や地方公共団体による実施は不適當である。また、これまでも、一部の業務につき外部の専門的能力を活用することにより、事業の合理化・効率化に努めてきているが、施行者（地方公共団体）、選手会その他オートレース関係団体との間の調整を図りつつ、中立的な立場で事業運営を行う必要があるため、民間企業に本件事業を担わせることは不適當である。 オートレースの社会還元のための事業： 社会還元事業については、国の資金が全く入っていないこと、オートレース関係者及び国民の理解を得るため、日本小型自動車振興会がオートレースの売上げによる社会還元であることを明示しつつ実施する必要があること等から、国が実施することとは不適當である。また、オートレースに対する国民全体の理解を得るためには、全国的な視野に立って幅広く社会還元する必要がある、地域における行政主体である地方公共団体が当該事業を実施することは不適當である。さらに、本事業は、オートレース施行者（地方公共団体）が行うオートレースの売上げの一部を原資として実施している事業であり、営利目的の民間企業が実施することとは不適當である。
民営化の可否	上述のとおり、日本小型自動車振興会は、刑法の特例として小型自動車競走法により認められているギャンブルであるオートレースの公正かつ円滑な実施及びギャンブルであるオートレースの社会還元のための事業を一体として、法律に基づく経済産業大臣の監督の下で適切に実施しているところ。いずれの事業も、効率性には十分配慮しつつも、厳正な運営の確保のため、中立的な公的機関により実施されることが必要であることから、民営化にはなじまない。

廃止の可否	【プログラム開発事業】 (事業の廃止の可否) ・これまで当協会が主眼としてきたソフトウェアの量的供給の促進を目的とするプログラム開発事業は、廃止を含めて事業見直しを検討する。具体的には、プログラム開発に対する融資事業に関し廃止を含めて検討する。 ・IT社会の到来とともに産業競争力や行政サービスのレベルがますますソフトウェアへ依存するようになってきていることから、民間では資金調達やサポートが得られないハイリスク若しくは次世代を支えるソフトウェアなどについては、政策的支援の継続が必要。 ・また、債務保証についても、ソフトウェア開発案件への評価能力を有した債務保証機関が他に無く、民間が行う資金提供を補完する手段として不可欠になっていることから継続が必要。 (他の運営主体への移管の可否) ・ソフトウェア開発案件の発掘・評価ノウハウは、リスクの高いソフトウェア開発支援を自ら行ってきた従来からの蓄積に加え、セキュリティ対策やソフトウェア工学、ユーザー側の人材育成などソフトウェアに関する横断的な施策を展開する中で初めて蓄積できるものであり、他の運営主体への移管は不可。 【情報処理普及事業】 (事業の廃止の可否) ・本事業分野では、セキュリティ対策などのソフトウェアの安全性・信頼性のための基盤整備事業や、高度なIT人材育成のための環境整備など、個別民間企業に任せては市場の失敗が生じ、十分な取り組みが期待できない一方、IT社会を支えるインフラとして公的主体が関与すべき分野に特化して事業を行っている。社会経済システムのソフトウェア依存度がますます高まりつつある中、事業の継続が必要。 (他の運営主体への移管の可否) ・急速に変化するIT市場に対してこれらの事業を的確に展開していくためには、各種のプログラム開発などソフトウェアに関する横断的な施策展開の中で得られる知見を活用しながら柔軟に対応する必要があり、他の運営主体への移管は不可。
民営化の可否	【プログラム開発事業】 ・民間では資金調達やサポートが得られないハイリスク若しくは次世代を支えるようなソフトウェア開発などの支援については、債務保証事業も含めて収益性が乏しく、民営化には馴染まない。 【情報処理普及事業】 ・セキュリティ対策などソフトウェアの安全性・信頼性のための基盤整備事業（セキュリティ対策等）や高度なIT人材育成のための環境整備といった事業分野は、個別企業がその収益性の見込める範囲で対応したのでは十分カバーできない一方、IT社会を支えるインフラとして公的主体が関与すべきものであり、また、個別の企業の利害に捕らわれない公的な立場の機関だからこそ行える情報収集や成果の普及を基に進める事業であることから、民営化に馴染まない。

廃止の可否	廃止。 基盤技術研究促進センターについては、平成 1 3 年度から事業の清算業務（出資については、既出資会社の解散処理等、融資については、既に契約済の案件に係る融資及び貸付金の回収等）を行い、平成 1 5 年 6 月 2 2 日まで（改正基盤法公布より 2 年以内に政令で定める日）に解散。
民営化の可否	

廃止の可否	【事業を純粋に廃止出来ない理由及び他の運営主体に移管して当該法人を廃止出来ない理由】 1．今後、自律的なベンチャー企業育成のシステムを実現していくためには、短期的に政策資源を投入して優良なハンズオン型の投資事業組合（ファンド）を支援し、当該ファンドを通じて株式公開を目指すベンチャー企業を育成していく仕組み（リスクマネー市場機能の健全化のための先進的なモデル）を構築することが必要不可欠である。産業基盤整備基金が実施しているベンチャー出資事業については、かかる自律的なベンチャー企業支援システムの構築のため、民間資金の呼び水として、出資先ファンドを通じて、短期的に株式公開を志向するベンチャー企業に対するものを主眼としているものであり、政策投資銀行、中小企業総合事業団が行っている事業とは対象を異にしているので、他の運営主体に移管することは困難である。 2．その他各事業の債務保証、出資事業及び利子補給事業について、政策的必要性の高く事業の存続が必要と判断される事業の大部分が法令に基づき、平成17年度迄に集中的に実施することとされており、かつ、各々性格の異なる複数の事業であることから、他の運営主体に分割、移管して実施するよりも、当面、基金で短期集中的に実施する方が効率的である。 3．なお、技術移転機関に対する助成金交付事業については、ご指摘を踏まえ、平成14年度より国で実施する方向で検討を始めたところ。
民営化の可否	1．債務保証事業については、事業者の資金調達の円滑化を図り、かつ、プロジェクトの円滑な遂行を図る観点から、公的主体が金融的なリスク補完を行うために実施しているものであり、そもそも、貸し倒れリスクの観点から、民間企業の利潤の追求には馴染まない性格の事業である。 2．出資事業については、必ずしも民間のみでは円滑に実施されていない事業に対し、産業基盤整備基金が「出資」という形で事業に参画することにより、多数の民間事業者の参画を誘発することが可能となる、いわゆる「呼び水」効果を狙って事業を実施しているものである。 3．利子補給事業については、事業者の資金調達の負担を軽減し、かつ、プロジェクトの円滑な遂行を図る観点から、一種の公的な助成を行っているものであり、また、助成金交付事業についても、設立後間もない技術移転機関の財務上基盤強化に資するために公的な助成を与えるものであり、いずれの事業も収益を生み出すものではないため、そもそも民間企業の利潤の追求には馴染まない性格の事業である。 4．なお、情報提供事業については、ご指摘の通り、上記1～3の事業と一体的に行われているものであり、1～3の事業と同様の取扱いとしたい。

廃止の可否	1 . 商工会議所は、その地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資することを目的として、小規模支援事業等自治体と連携して地域内の商工業の振興事業を実施するとともに、 ・ 商工会議所としての意見を公表し、これを国会、行政庁等に具申し、又は建議すること ・ 行政庁等の諮問に応じて、答申すること 等、商工業の業種、業態、規模等に関わらず不偏の立場から全ての商工業に関して公正な意見活動を行い、また、貿易に関し、 ・ 税関手続きの簡素化に関する国際条約（ジュネーヴ条約）に基づく輸出品の原産地証明を行うこと 等公的な役割を有する機関として事業活動を行とこととしている。 2 . 日本商工会議所は、このような全国の商工会議所を総合調整し、その意見を代表し、国内及び国外の経済団体と提携すること等によって、商工会議所の健全な発達を図り、もってわが国商工業の振興に寄与することを目的とし、公的な位置づけをもつて、 ・ 全国の商工会議所を総合調整し、地域の意見を代表する政策提言活動 ・ ネットワーク化等による全国の商工会議所の充実支援・強化活動 ・ 全国の商工会議所と国外における商工会議所その他経済団体等との交流・提携を支援する窓口活動 等を行い、その果たすべき役割はますます重要性を増しているところであり、日本商工会議所による事業活動を廃止することは不適當である。
民営化の可否	日本商工会議所は、行政改革に関する第5次答申（昭和58年3月14日臨時行政調査会）に定義されるア(イ)、に該当し、「民間法人」に相当すると考えられるが、さらに政府の関与について可能な限り縮小を図るとの観点から、平成14年度予算において国の財政支出を削減する。

廃止の可否	中小企業者の自主的な組織化により設立される事業協同組合等の組合は、今日、中小企業の経営資源補完の手段等として、中小企業の成長発展のために重要な役割を果たしている。 全国中小企業団体中央会は、これらの組合の設立指導や、人材、情報、技術等の面での組合指導の機関として、その設立・法制化を望む中小企業者からの要請に基づき設立された団体であり、その指導実績から、組合の円滑な活動実施のために不可欠な存在となっている。このため、廃止は不適當。
民営化の可否	全国中小企業団体中央会は、「行政改革に関する第5次答申」(昭和58年3月14日臨時行政調査会)に定義されるア(イ)に該当し、「民間法人」に相当すると考えられるが、さらに政府の関与について可能な限り縮小を図るとの観点から、14年度予算において国の財政支出を削減する。

廃止の可否	(事業を純粹に廃止できない理由) 全国各地の町村部を中心に自然発生的に生まれた商工会は、当該地区の商工業者により構成され、特に中小企業が多い地域の商工業の総合的な改善発達と社会福祉の増進のための活動を行う団体であり、地域において重要な役割を果たしている。全国商工会連合会は、この商工会のニーズ等を受けて設立された全国団体であり、商工会等への指導、活動水準の向上、情報の交流、提言等全国的なとりまとめ組織としての活動を行っており、商工会の円滑な活動実施に不可欠となっている。このため、事業の廃止は不適當。
民営化の可否	・全国商工会連合会は、行政改革に関する第5次答申(昭和58年3月14日臨時行政調査会)に定義されるア(1)に該当し、「民間法人」に相当すると考えられるが、さらに政府の関与について可能な限り縮小を図るとの観点から、14年度予算において国の財政支出を削減する。

廃止の可否	日本弁理士会は、弁理士法（平成十二年四月二十六日法律第四十九号）第五十六条第二項に定めるとおり、弁理士の使命及び職責にかんがみ、弁理士の品位を保持し、弁理士の業務の改善進歩を図るため、会員の指導、連絡及び監督に関する事務を行い、並びに弁理士の登録に関する事務を行うことを目的とする法人であり、以下の理由によりその事業を廃止することはできない。 純粋に廃止できない理由 “ 会員の指導・連絡・監督、弁理士の登録 ” に関する事業は、弁理士の指導監督を行うことにより、業務の改善進歩及び品位の保持を図るものである。これらの事業は、ユーザー保護を図り、弁理士の業務の品質を高く保つために、いずれも必要不可欠なものであるから、廃止することはできない。 他の運営主体に移管することができない理由 弁理士の登録に関する業務は、昭和三十五年の弁理士法改正時に、日本弁理士会（弁理士会）の自主性の強化に資するため、国から日本弁理士会（弁理士会）へ移管されたもの。また、弁理士の職責を全うするためには、弁理士の自治的な団体により、構成員が相互に監視し、自主的に弁理士の公共的役割の達成に努力し、違反行為の防止に努めることが効果的である点に鑑み、国に移管することは適当ではない。 なお、日本弁理士会は、国からの補助金・出資金・支援等を受けておらず、事業見直しによって、国からの補助金・出資金・支援等の負担の削減が図られるものではない。また、日本弁理士会については、その目的に鑑み、特殊法人改革の趣旨を踏まえ、事業運営の効率性、透明性の向上等の努力を継続していくべきと認識。
民営化の可否	日本弁理士会は、国等からの出資金・補助金等は一切受けておらず、事業の運営は主として会員からの会費収入により行っている。また、役員の選任は、総会における選挙によって自主的に行われている。したがって、事業を自主的に行っているという点において、既に実質的に民間法人と同様の自立性を有するものである。